

長泉町食堂利活用事業者募集要項

1 趣旨

長泉町（以下、「当町」という。）では、長泉町役場本館3階の食堂において、長泉町役場に勤務する職員等の福利厚生の上昇を図るため、健全で安定した経営のもと、安全かつ安心して利用者に食品や日用品、雑貨等を提供することができる事業者を募集します。

2 食堂の概要

- (1) 所在地 静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地
長泉町役場本館3階食堂内（旧厨房含む）
- (2) 施設面積 食堂利用可能部分 約4.4㎡、旧厨房部分 約14.5㎡
（どちらかでも可とする）

3 募集の内容

(1) 概要

当町が指定する本庁舎の一部において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産である建物の一部を賃貸する定期建物賃貸借契約を事業者と締結し、事業者は食品や日用品、雑貨等を提供する場を設置し、運営を行う。

(2) 貸付期間

契約締結日から令和8年7月31日までとし、当町が必要と認める場合は同条件により6か月単位で契約を更新することができる。

(3) 条件

- ア 令和8年2月中の提供開始が可能であること
- イ 陳列台やケース、レジ什器等の費用は事業者が負担すること
- ウ 商品の期限や品質管理は定期的に事業者が行うこと。
- エ レジトラブルがあった際は事業者が対応すること。（※一時対応は除く。）
- オ 設置機器にかかる電気料金は町が負担すること
- カ 設置機器周辺の清掃やゴミの管理については町の対応とすること
- キ 本事業にかかる行政財産の目的外使用料については免除とすること

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申し立てがなされていない者で

あること。

- (3) 市町村税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 長泉町暴力団排除条例（平成24年長泉町条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等若しくは暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 公共施設又は民間事業所等において食品や日用品、雑貨等の提供を行う運営の実績があること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）、宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）及びこれらに類する団体でないこと。

5 応募方法

以下の書類を郵送または持参にて提出してください。

- (1) 応募申込書（所定様式）
- (2) 会社概要（様式不問）
- (3) 事業概要（様式不問）
- (4) 食品営業許可証の写し

6 スケジュール

募集要項公開：令和7年11月1日（土）

応募書類提出期間：令和7年11月10日（月）から11月14日（金） 午後5時まで

※郵送の場合は必着

事業者決定：令和7年11月25日（火）（予定）

運営開始：令和8年2月中

7 選定方法

書類選考およびヒアリング等により、総合的に評価・選定。

8 提出先・問い合わせ先

〒411-8668

静岡県駿東郡長泉町中土狩828

長泉町企画財政課財務契約チーム（担当：浅倉、和田）

電話番号：055-989-5503

メール：zaimu@town.nagaizumi.lg.jp

令和 年 月 日

長泉町食堂利活用事業者 応募申込書

長泉町長 池田 修 様

住 所
申請者 商号又は名称 ㊟
氏 名

長泉町食堂利活用事業者募集要項の内容を承諾の上、提出書類を添えて応募します。
なお、募集要項に定めるすべての要件を満たすとともに、本申込書及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

【提出書類】

- (1) 応募申込書（所定様式）
- (2) 会社概要（様式不問）
- (3) 事業概要（様式不問）
- (4) 食品営業許可証の写し